

1. 現在までのところ、MEA (multilateral environmental agreements) に基づく貿易制限措置の WTO 法適合性について WTO 紛争解決手続が援用された事例は存在しないが、今後この種の貿易制限措置の利用が増加するとともに、そのような紛争事例が発生する可能性は否定できない。まして WTO 紛争解決機関(DSB)の意思決定がネガティブ・コンセンサス方式によっていることから、それによって設置されるパネルや常設の上級委員会には事実上の強制的管轄権が存在するといえる。このため、貿易制限措置の対象国はいつでも一方的にこの紛争解決手続を援用しうる状況にある。ドーハ開発アジェンダの交渉議題に「既存の WTO 規則と MEA に規定される特定の貿易義務との関係」という事項が含まれたのもそのような問題意識からであろう。とりわけ、国連海洋法条約、生物多様性条約カルタヘナ議定書、気候変動枠組条約京都議定書といった地球環境保護にとってきわめて重要な MEA への一部先進国の不参加の現状は、MEA に基づく貿易制限措置が当該 MEA の非当事国を対象として発動される場合に、それらの WTO 法適合性をめぐる紛争が WTO 紛争解決手続に付託される可能性をいっそう高めている。

2. 増加する M&A は、近年大きな社会的注目を集めている。M&A の増加は日本企業の再生・成長に重要な役割を演じているという肯定的な評価がある反面で、M&A はたんなる救済、あるいは、ステークホルダー間の富の移転に終り、とくに敵対的な M&A は長期的な経営の実践を阻害し、ただ証券会社や法律事務所にもうけさせているだけだという批判も強い。また、近年進展する水平的な大型合併に対しては、独禁法との整合性が大きな問題となっている。さらに、三角合併解禁 (2007 年 5 月)後に予想される海外企業による日本企業の買収についても、それに対する対応策、買収防衛策の是非などに関して広範な論議が続いている。しかし、こうした政策的議論の基礎となるべき M&A の急増の要因や、その経済的機能に関する実証的な研究はいまだ必ずしも充分とはいえない。

3. 1997 年 7 月にタイ・バーツ危機に始まったアジア通貨危機が発生してから今年の 7 月でちょうど 10 年が経った。アジア通貨危機の経験から地域金融協力が必要であるという重要な教訓を得ることによって、この 10 年間に東アジアの地域金融協力が ASEAN+3 (日中韓)の 13 カ国で進められている。その地域金融協力は、チェンマイ・イニシアティブ (CMI) とアジア債券市場に関するイニシアティブ (アジア債券市場育成イニシアティブとアジア債券基金イニシアティブ) から構成されている。CMI においては、通貨危機に直面した際に外貨を貸し借りする通貨スワップ取極のネットワークが構築された。この通貨スワップ取極は通貨危機が発生してから発動されるために通貨危機管理を目的としたものである。先日の 5 月 5 日に京都で開催された ASEAN+3 財務大臣会議で通貨スワップ取極の総額を 800 億ドルにすることが決まった。